

## 配膳員作業基準書

業務内容は、給食配膳等に関わる一切の業務とする。

食中毒や事故防止のため、より一層の安全で衛生的な取扱いをすること。

万一、事故等が発生した場合には速やかに平塚市教育委員会に報告すること。

### 勤務時間

概ね午前9時30分から午後2時30分まで

- 1 作業前の手洗いは、石鹸を使用し、丁寧に洗う。作業中も汚れたらこまめに洗う。
- 2 食器、食缶等は、直に床に置かないで、配膳車や専用台の上に置く。
- 3 給食を乗せた配膳車を各階へ運ぶ。  
配膳室や学級用配膳車等は、毎日、清掃し清潔を保つ。配膳室の外まわりも、清掃し清潔を保つ。
- 4 配送車が、到着してから、児童等の手に給食が渡るまで、清潔と安全に注意し、施錠できる所は、施錠し、配膳室を離れないようにする。  
またアレルギー対応食は、特に細心の注意を払い、対象児童に配膳すること。
- 5 業者より、学校に直接納品された品物について、検収及び数量を確認し、クラスごとに仕分けすること。(パン・ごはん・麺・牛乳・デザートなど)  
数量の不足等、品物に問題があった場合は、速やかに平塚市教育委員会に連絡し、指示を仰ぐこと。
- 6 牛乳やデザートなど保冷が必要なものは、牛乳保冷庫で保冷し、給食間際に、配膳する。牛乳保冷庫は、衛生保持のため、給食物資以外は、入れない。  
牛乳保冷庫の庫内温度を、毎朝、確認し、「連絡ノート」に記載する。
- 7 トレーは洗浄して・水を拭き取り、枚数を数えてトレーかごに入れ、トレー保管庫に収納する。
- 8 使ったご飯しゃもじ、おたま、パンばさみは、決められた容器にまとめて、返却する。  
使った食器は、コンテナの中にまとめて入れて返却する。
- 9 給食で残った物や、牛乳、デザート、ふりかけ類は、学校で保管したり、持ち帰ったりせず、適切に処分する。
- 10 給食後のごみ処理は、平塚市のごみの分別方法に従って分別する。  
(1) 食べ残した副食物(調理場から配送されたもの)は、入っていた食缶に入れ、調理場に戻す。

- ( 2 )牛乳パックは、開いて、洗って、乾かした後、返送用にまとめて、調理場へ戻す。
  - ( 3 )パン・ソフト麺袋、牛乳用ストロー、ストロー袋、ジュースパック、デザート容器等は、学校所定のごみ置き場に搬出する。
  - ( 4 )食べ残した主食物(炊き込みごはんを除く)はビニール袋にまとめて、学校所定のごみ置き場に搬出する。
  - ( 5 )余ったドレッシング類は配膳室で処分せず、中身のみをまとめて調理場へ戻す。容器は学校所定のごみ置き場に搬出する。
  - ( 6 )学校所定ごみ置き場に搬出する際の、搬出時間・方法等は学校長の指示に従うこと。
- 1 1 服装は、白衣、帽子を常時着用する。  
爪は、短く切る。指輪、マニキュア、腕時計はつけない。
  - 1 2 配膳室内の備品や器具等に不具合のある場合には、統括責任者に連絡し、その後校長へ報告すること。連絡を受けた統括責任者は、必要に応じて教育委員会と修理、修繕について協議すること。
  - 1 3 その他、特別の場合は、平塚市教育委員会と協議する。

以 上